

第一二五回

参第三号

議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律（案）

議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和二十二年法律第二百二十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「且つ」を「かつ、」に、「捺印」を「押印」に改め、同項に後段として次のように加える。

証人が宣誓書を朗読し、又はこれに署名押印することができないときは、各議院の議長若しくは委員長又は両議院の合同審査会の会長（派遣議員等を派遣して証言を求めるときは、派遣議員等の一人）が、証人に代わつて朗読し、又は署名押印することができない事由を付記して署名するものとする。

第五条の三を削り、第五条の四を第五条の三とする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

委員会又は両議院の合同審査会における証人に対する尋問中の撮影を許可することができるようにするとともに、証人の宣誓に関する規定を整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。